

野口英世よこはま顕彰会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、野口英世よこはま顕彰会という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都武蔵野市境南町2丁目10番21-203号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、解散した特定非営利活動法人 野口英世よこはま顕彰会の事業を発展的に引き継ぎ、野口英世博士の偉業を顕彰するとともに、博士ゆかりの建造物「旧細菌検査室」及び長浜検疫所の遺構である「登録有形文化財 旧長濱検疫所一号停留所」及びその収蔵資料の利活用を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動に係る事業を行う。

- (1) 旧細菌検査室（横浜市金沢区長浜野口記念公園内）の利活用及び野口英世博士の偉業の顕彰を図る事業
- (2) 登録有形文化財 旧長濱検疫所一号停留所（横浜市金沢区海の公園内）と収蔵資料（横浜市中区よこはま新港合同庁舎横浜検疫所内）の利活用の推進事業
- (3) 次世代へ野口英世博士の偉業を伝え、科学する心を養うための事業
- (4) 野口英世博士ゆかりの各地との交流事業
- (5) 出版広報事業
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(会費)

第6条 会費は別に定める。

第4章 役員

(種別及び定数)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長：1人
- (2) 副会長：若干名
- (3) 事務局長：1人
- (4) 役員：若干名
- (5) 監事：1人

(任期等)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 第2項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 役員会

(権能)

第10条 役員会は会の運営に関する次の事項を議決し、会長は総会に提案する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 会費に関する事項

(8) 事務局の組織等に関する事項

(9) その他この会の運営に関する重要事項

第6章 総会

(種別)

第11条 総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第13条 総会は、会長から提案のあった議案について議決する。

(開催)

第14条 総会は、対面、オンライン、電子メールや文書送付等による表決など、状況に応じた形態で開催できるものとする。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(議決)

第16条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第17条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第7章 会計

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 19 条 この会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに会長が監事の監査を経て、会員に報告する。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 雑則

(細則)

第 20 条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長が総会に提案し、総会で議決する。

附 則

1 この会則は、この会の成立の日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長：田中常義

副 会 長：中村澄夫

事務局長：染谷優児

監 事：木戸 光

3 この会の設立当初の役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

4 この会の設立当初の事業年度は、第 18 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

5 この会の設立当初の会費は、第 6 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正 会 員 個人 3,000 円 (20 歳未満又は学生に限り 1,000 円)

団体 5,000 円

賛助会員 個人 1 口 5,000 円 (1 口以上)

団体 1 口 10,000 円 (1 口以上)